

環保第1950号
平成20年11月7日

大阪府環境審議会会長 様

大 阪 府 知



河川水質環境基準に係る類型指定について(諮問)

河川水質環境基準に係る類型指定にあたり、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

1 水質汚濁に係る環境基準について

水質汚濁に関する環境基準は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づき、昭和46年環境庁告示第59号「水質汚濁に係る環境基準について」により、人の健康の保護、及び生活環境の保全に関する環境基準が定められています。

このうち、生活環境の保全に関する環境基準は、水域の利用目的に対応して複数の類型が設けられており、個々の水域にいずれかの類型をあてはめることになっています。

類型指定については、2以上の都道府県の区域にわたる水域であって政令で定められたものについては政府が、それ以外の水域については都道府県知事が行うこととされており、水域の利用目的や水質汚濁の状況等、事情の変化に応じて適宜改定することとされています。

2 類型指定の見直し等について

現在、大阪府は、生活環境の保全に関する環境基準について、64河川73水域に対して類型指定を行っています。類型指定については、平成15年5月の見直し以降5年が経過しており、より一層の水質保全を図るために、水域の利用目的や水質汚濁の状況等の変化を踏まえて適切な見直しを行う必要があります。

また、生活環境の保全に関する環境基準については、平成15年11月に水生生物保全の観点からの項目が追加設定されたことから、類型を新たに指定する必要があります。

このため、水質汚濁防止法第21条第1項の規定に基づき、府内河川の類型指定について貴審議会の意見を求めるものです。